

平成20年4月現在

中部地方整備局における新たな入札手続き等による工事の施工の取り組み

1. 一般競争入札の拡大について

- (1) 平成18年度下半期以降より、一般競争入札方式を2億円未満の工事まで拡大しており、平成20年度においては、原則すべての工事調達について総合評価落札方式併用一般競争入札を適用する。

2. 不良不適格業者の排除について

- (1) 入札参加条件として、国及び県等（県・政令市・政府調達付表の3に記載のあるもの）の工事成績評定がなされた工事の内、65点未満の工事については工事实績として認めない措置を講じるものとする。

3. ダンピング対策について

- (1) 低入札で工事を受注した企業は、監理技術者と同様の要件を満たす技術者の追加配置を義務付ける措置を講じるものとする。ただし、予定価格1億円未満の工事は入札説明書のとおり。

なお、上記取り組みの外に、技術審査基準（総合評価落札方式における加算点等の評価）においても、不良不適格業者の排除及びダンピング対策を加味した評価を行っている。

詳細については、

国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「技術審査基準 平成20年度版」を参照